

富山県印刷物発注に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県が発注する印刷物に係る一般競争入札における最低制限価格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。））を適用する入札の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の対象となる印刷物)

第2条 この要領の対象となる印刷物は、一般競争入札による案件とする。ただし、特段の事情があると認められる場合を除く。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格制度を適用する入札公告及び入札説明書等に最低制限価格を設けた旨を明記する。

(落札者の決定)

第5条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、当該同価格の入札についてくじを行い、落札者を決定する。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格は、落札者の決定後、入札結果調書により公表するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。